

# 神戸市地域防災計画について

平成26年1月31日  
神戸市危機管理室



# 「神戸市地域防災計画」策定の経緯

昭和38年(1963)

「神戸市地域防災計画」策定

【想定】 水害、高潮、山くずれ等

昭和36年

災害対策基本法施行

【背景】

昭和61年(1986)

「 〃 」(地震対策編)策定

【想定】 震度V(強震)の強

昭和59年

山崎断層地震(震度Ⅱ～Ⅲ)

平成7年(1995)1月  
阪神・淡路大震災

震度6(一部地域で震度7)

【被害】

死者 : 4,571人

負傷者 : 14,678人 (市内)

避難人数: 236,899人(H7.1.24)

地震対策編の抜本改定に着手(平成7年3月～平成8年3月)

- ・神戸市防災会議に地震対策部会を設置
- ・部会に「計画フレーム」「災害予防計画」「災害応急対策」各検討分科会を設置

平成8年(1996)3月

「神戸市地域防災計画(地震対策編)」抜本改定

# 「阪神・淡路大震災」を踏まえた改定

## 1. 計画の位置づけと構成(以下の4編構成とする。)

- ・本編(地震対策編、風水害等対策編)
- ・防災対応マニュアル
- ・防災事業計画(安全都市づくり推進計画)
- ・防災データベース

## 2. 計画の前提

- ・実際の災害対応での問題点と課題を解決することを基本スタンスに計画立案
- ・今後予想される地震(海洋型・内陸型)の被害の特徴を整理
- ・季節・時刻等、異なった条件での災害事象も定性的に想定

## 3. 予防計画

- ・安心生活圏の形成…防災拠点の整備、地域活動を支える人・組織づくり
- ・安全都市基盤の整備…交通、ライフライン、情報通信基盤の強化
- ・防災マネジメントの強化…体制・対応力の強化、自立・支援のための環境づくり
- ・防災事業計画の策定(神戸市復興計画及び第4次神戸市基本計画との整合)

## 4. 応急対応計画

- ・初動体制の強化(職員動員、他機関との連携、情報収集・共有・提供)
- ・市民・企業の自主防災活動(防災福祉コミュニティ(自主防災組織)の結成・育成)
- ・備蓄計画、災害弱者対応、ライフラインの復旧対策、ボランティア活動の支援 etc
- ・防災対応マニュアルの整備・充実

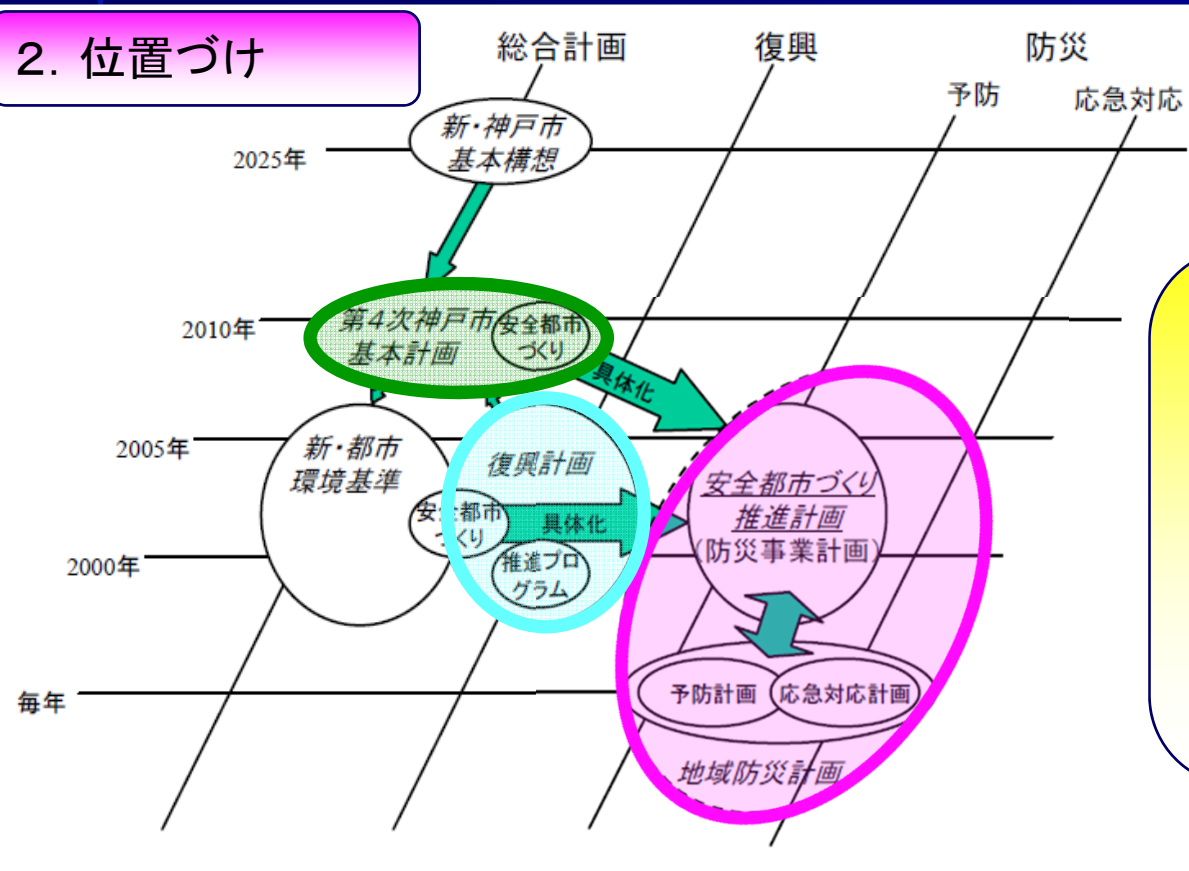
# 防災事業計画(安全都市づくり推進計画)

## 1. 背景

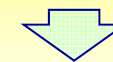
- ・平成7年 6月 「神戸市復興計画」策定
- ・平成7年10月 「第4次神戸市基本計画」策定
- ・平成8年 3月 「地域防災計画 地震対策編」全面改訂
- ・平成8年 6月 「地域防災計画 風水害等対策編」全面改訂

➡ **防災事業計画  
策定を位置づけ**

## 2. 位置づけ



- ・「神戸市復興計画」
  - ・「第4次神戸市基本計画」
- ⇒ 「安全都市づくり」の推進を大きな柱として位置づけ



- ・「安全都市づくり推進計画」
- ⇒ 具体化を図る部門別計画として活用

# 防災事業計画(安全都市づくり推進計画)

## 3. 特徴

- ・日常と災害時との調和を重視し、施策を防災の視点から体系的に整理
- ・防災対策、都市整備、福祉、教育などハード・ソフト両面から災害に強い安全な都市づくりを総合的に推進

## 4. 基本的な3つの視点

- ・自立した生活圏の形成  
生活圏のひろがりに応じたきめ細かな施策展開を図り、地域の総合的な防災力を向上
- ・日常と災害時との調和  
日常的なまちづくりの中に常に防災の視点を取り入れる
- ・市民・事業者・ボランティア・行政の役割分担と協働  
日常の活動を通じてパートナーシップの強化を図り、連携の仕組みをつくる

## 5. 実現に向けて

- ・進捗管理と防災上の効果の評価  
復興計画等と一体的に進捗管理し、ソフト面の充実、事業相互連携等を総合的に評価
- ・応急対応計画との一体性の確保  
ハード面の整備進捗を把握し、応急対応計画のなかで有効活用するシステムを検討
- ・地域でのまちづくりを通じた具体化  
地域特性に応じた防災カルテ・マップ・計画づくり、訓練等を通じた地域防災力の強化

# 防災事業計画(安全都市づくり推進計画)

## 6. 策定経緯

### ○安全都市づくり推進計画

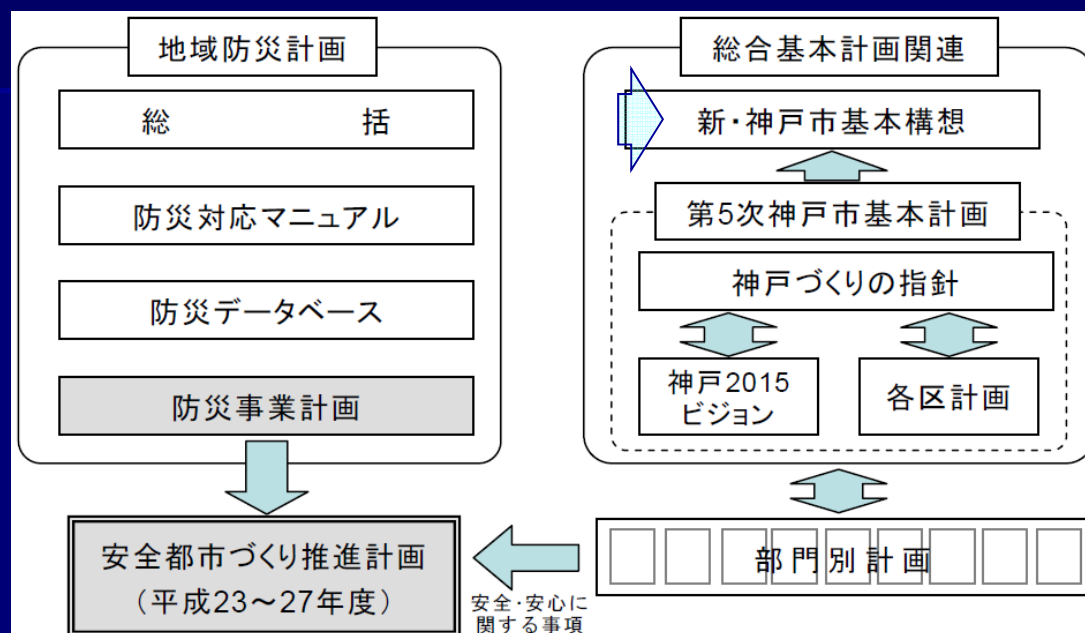
- ・第1次(平成8～17年)
- ・第2次(平成18～22年)
- ・第3次(平成23～27年)



### ○地震防災緊急事業五箇年計画

- ・第1次(平成8～12年)
- ・第2次(平成13～17年)
- ・第3次(平成18～22年)
- ・第4次(平成23～27年)

## 7. 現計画(H23～27年)



## 8. 現計画の構成

第1章 長期的な視点に立った危機管理・防災戦略

第2章 災害に強い安全都市基盤の構築

第3章 危機管理・災害対応力の強化

第4章 地域の防災力・防犯力の強化

第5章 安全で安心なまちづくりに関する意識の普及・啓発と人材育成)

# 防災事業計画(安全都市づくり推進計画)

## 9. 現計画の内容(抜粋)

### 第2章 災害に強い安全都市基盤の構築

節	項	施策	施策内容	主な所管局	
第1節 災害に強い多核ネットワーク都市の形成	第1項 計画的な土地利用の誘導	1 健全な市街地の誘導	(1)線引き、地域地区指定、開発指導要綱 ①市街化区域・市街化調整区域の指定 ②地域地区(用途地域、防火・準防火地域等)の指定 ③開発指導要綱の活用	都市計画総局 計画部計画課	
			(2)地域特性に応じたルールづくり ①地区計画制度の活用 ②まちづくり協定の活用 ③建築協定の活用 ④近隣住環境計画制度の活用 ⑤総合設計制度の活用	都市計画総局 計画部計画課 計画部まち再生推進課 建築指導部建築安全課	
			(3)密集市街地の再生 ①燃え広がりにくいまちづくりの推進 ②建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくりの推進 ③防災性と地域魅力を向上するまちづくりの推進	都市計画総局 計画部まち再生推進課	
			(4)地下空間の安全確保 ①地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 ②地下施設への流入防止施設等の浸水被害軽減対策の促進 ③避難体制の確立	危機管理室3班 建設局 総務部庶務課 消防局 予防部査察課 警防部警防課	
		2 みどりの聖域づくりの推進	(1)緑地の保全、育成および市民利用に関する条例による区域指定状況	建設局 公園砂防部計画課	
			(2)緑地の保全事業	建設局公園砂防部 森林整備事務所	
			(3)緑地の育成事業 (4)緑地の市民利用事業	建設局 公園砂防部 六甲山整備室	
		3 人と自然との共生ゾーンの推進	産業振興局 農政計画課		
		第2項 多重性のある広域交通ネットワークの整備	1 道路ネットワークの形成	(1)道路網の整備	建設局道路部計画課 都市計画総局 計画部計画課 みなど総局 技術部計画課
				(2)橋梁・高架道路等の耐震化	建設局道路部計画課 建設局道路部工務課 みなど総局 技術部計画課
(3)道路施設災害予防対策 ①道路排水対策 ②落石防止対策 ③街路樹の風水害対策 ④道路標識、道路照明灯の風水害対策 ⑤橋梁長寿命化修繕計画の確実な運用と見直し	建設局道路部工務課				
2 鉄道ネットワークの形成	企画調整局 企画調整部調整課 都市計画総局 交通局				

### 第3章 危機管理・災害対応力の強化

節	項	施策	施策内容	主な所管局	
第1節 防災拠点の整備	第1項 地域防災拠点づくり	1 学校施設の防災拠点機能強化	(1)耐震化の推進	教育委員会事務局 総務部学校整備課	
			(2)学校開放の推進	教育委員会事務局 社会教育部生涯学習課	
			(3)地域と学校との連携による防災訓練の実施	教育委員会事務局 指導部指導課	
		2 公園整備、公園施設の防災機能強化	(1)地域の防災拠点となる公園の整備	建設局 公園砂防部計画課 公園砂防部緑地課	
	(2)公園の防災拠点活用のための環境づくり ①公園整備への市民参画 ②公園を活用した地域交流 ③公園の地域管理の促進		建設局 公園砂防部管理課 公園砂防部緑地課		
	3 地域福祉センターを活用した災害時の要援護者支援の環境づくり	4 民間施設との連携	①災害時の要援護者支援のためのしくみづくり ②ふれあいのまちづくりの推進	保健福祉局 総務部計画調整課	
			(1)小売市場、商店街等との連携 (2)ガソリンスタンド (3)地域の集会施設の活用 ①地域集会所新築等助成 (4)コンビニエンスストア	産業振興局商業課 消防局予防部予防課 市民参画推進局 参画推進部地域力強化推進課 危機管理室3班	
	第2項 防災中核拠点、バックアップ拠点の強化	1 防災中核拠点、バックアップ拠点の強化	(1)防災中核拠点機能の強化 (2)バックアップ機能の確保 ①HAT神戸周辺 ②ハーバーランド周辺 ③西神中央周辺 ④ひよどり台周辺	危機管理室3班	
			2 防災総合拠点の整備	(1)本庁舎・区庁舎の耐震改修基本計画の策定・推進	都市計画総局 建築技術部技術管理課 危機管理室3班 行財政局行政監察部庶務課 市民参画推進局 参画推進部 区制振興課
				(2)消防庁舎 (3)公共建築物の定期点検	消防局総務部庶務課 都市計画総局 建築技術部建築課
第3項 広域防災拠点の整備	1 陸の拠点	①王子公園周辺 ②御崎公園周辺 ③総合運動公園周辺 ④舞子海岸周辺 ⑤北神戸田園スポーツ公園周辺 ⑥しあわせの村周辺	建設局 公園砂防部計画課 公園砂防部緑地課 みなど総局 技術部計画課 危機管理室3班		
		2 海の拠点	みなど総局 技術部計画課 危機管理室3班		
		3 空の拠点	みなど総局 技術部計画課 危機管理室3班		

# 防災対応マニュアル

## 1. 災害対策本部設置・運営マニュアル

責任者 危機管理室危機対応担当課長 川中 徹 (内線 2920)  
副責任者 危機管理室危機体制整備担当係長 池田 浩之 (内線 2924)

責任者を明記

### 1. 目的

災害発生時に設置される「神戸市災害対策本部」の開設及び運営に関する事項について定める。

### 2. 内容

#### (1) 設置運営フロー

フローチャートにより時系列で整理

※ 震度5弱以上の地震が市域で発生

※このフローは概ねの流れであるので、災害の状況に応じて各ステップが同時並行的に、あるいは順序が前後する場合がある。

#### 1. 地震津波情報の収集・伝達

危機管理部（勤務時間外にあつては消防部）は、神戸海洋気象台や報道機関からの地震津波情報を収集し、予め定められた方法（庁内放送、FAX、防災行政無線同報系、危機情報共有メール等）により各部等に伝達する。

① 津波予報

② 津波注意報・警報の発表

津波対策実施

#### 2. 庁舎内被害確認・緊急措置

- 各部は、庁舎内での死傷者や施設被害の発生状況を把握し、初期消火・救助救出・避難誘導・安全確保措置等を行う。（勤務時間外においては守衛・当直者等在庁者により対応）
- 各部は、上記被害・対応状況を電話及びFAXにより災害対策本部情報連絡室（未開設の場合消防部作戦室）へ報告する。

応 急 対 応 内 容	マ ニ ュ ア ル 内 容
災害対策本部設置	1. 災害対策本部設置・運営マニュアル 2. 区本部設置・運営マニュアル 3. 庁舎の機能（安全）確保マニュアル 4. 庁舎安全確保マニュアル（区役所） 5. 職員応援マニュアル
情報収集伝達	6. 災害対策本部情報収集・伝達マニュアル 7. 広報マニュアル 8. 広聴活動マニュアル
消火・救助・救急	9. 災害時初動対応チーム活動マニュアル 10. 震災初動対応マニュアル 11. 救護活動マニュアル 12. 医薬品集積マニュアル
広域連携	13. 広域災害支援マニュアル 14. 広域災害支援受入れマニュアル 15. 海外支援受入れマニュアル（物的支援） 16. 海外支援受入れマニュアル（人的支援）
避難	17. 避難誘導マニュアル 18. 避難所開設・運営マニュアル
救護・救援	19. 応急給水マニュアル 20. 食糧・物資供給マニュアル 21. 食品の衛生確保対策マニュアル 22. 巡回栄養相談マニュアル
災害時要援護者保護	23. 要援護者支援マニュアル 24. 外国人対応マニュアル
交通確保	25. 道路災害応急対応マニュアル 26. 市営地下鉄・バス運行マニュアル
行方不明者捜索、遺体埋火葬	27. 行方不明者の捜索・遺体の埋火葬マニュアル
廃棄物処理	28. 災害廃棄物処理マニュアル 29. し尿処理マニュアル
ライフライン復旧	30. ライフライン復旧マニュアル（水道） 31. ライフライン復旧マニュアル（下水道）
被災地生活安定	32. 物価の調査・監視等マニュアル 33. 義援金受入れ・配分マニュアル 34. り災証明発行マニュアル 35. 応急仮設住宅マニュアル 36. 給付・貸付マニュアル 37. 環境衛生対策マニュアル 38. 災害時空地管理マニュアル
ボランティア活動支援	39. ボランティア活動支援マニュアル
その他	40. 風水害対応マニュアル 41. 事故災害対応マニュアル

現在、41項目策定（順次拡充）



# 「東日本大震災」を踏まえた改定

①東日本大震災の教訓を踏まえ、国において、「あらゆる可能性を考慮した地震・津波」想定の見直しに着手。

⇒ 南海トラフ巨大地震・津波想定の見直し

②平成23年10月、兵庫県が当面の措置として、現行の津波高を暫定的に2倍とした警戒区域を公表、平成24年3月、浸水想定区域を公表。

【できることから取り組む】

⇒ 浸水の恐れがある地域に対し、「地域津波防災計画」の策定を働きかけ

③平成24年8月29日、「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)」公表。

④平成25年3月18日、「南海トラフの巨大地震の被害想定(第二次報告)」公表。

⑤平成25年5月28日、「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」公表。

【抜本的な見直しに取り組む】

⇒ 防災会議に「南海トラフ地震・津波対策専門部会」を設置

「地域防災計画」の改定に着手



# 「地域津波防災計画」の策定(2/2)

## ■津波表示板の設置

## 地域との協働



(入江地区)

# 「南海トラフ地震・津波対策専門部会」の設置

## 神戸市防災会議

会長：久元喜造市長

委員64人（新委員7人）

- ・災害対策基本法に基づき設置
- ・地域防災計画の作成及び実施の推進

さまざまな立場からの専門的な意見を聴取するため、専門部会を設置



専門部会から報告書を防災会議会長へ報告

## 南海トラフ地震・津波対策専門部会

部会長：京都大学・林春男教授

委員12人

（学識経験者4人、自主防災組織代表者4人、市長が必要と認めるもの4人）

- ・市防災会議条例にもとづき、防災会議が定めるところにより設置
- ・部会長、部会の委員は、会長が指名

### テーマグループ1

#### ①広域連携

- ・広域避難
- ・他都市・各種団体との連携強化

#### ②避難所運営～男女双方の視点、災害時要援護者への配慮～

- ・運営体制等

#### ③物資の調達・供給

- ・避難所における備蓄の考え方
- ・物資の調達・供給体制のあり方

### テーマグループ2

#### ④避難システム

- ・津波時の避難の全体像
- ・一時避難場所、避難所、広域避難場所のわかりやすい整理

#### ⑤都心部の津波避難・帰宅困難者対策

- ・対策の全体像、考え方の整理

# 専門部会での主な意見

## 防災・減災対策

### → 市民・事業者等の自己決定力の向上

【避難所運営】運営に関して当事者が参画

【物資の調達・流通】避難所の備蓄状況について情報発信の推進  
備蓄品不足の長期化を想定した各自の調達の検討

【避難システム】情報について大事なものは、  
①伝達して行動化されること  
②当事者の限定的な判断により避難行動が制限されないようにすること  
かしこい避難者となるための事前教育など啓発が必要

【都心部津波避難・帰宅困難者対策】SNSなどの活用による安心情報の提供

【その他】神戸市ができないことをはっきりさせることが大事  
防災情報自体の啓発  
防コミだけでなく、自治会長レベルにおける防災教育

### → 戦略立てた防災対策の推進

【広域連携】連携の形には、物、サービス、人、情報があり、整理が必要  
受援の調整コストを下げるため、業務の標準化が必要  
災害受援計画における対策・計画の整理が必要  
広域避難調整の具体化

【避難所運営】避難生活では、食べ物、きれいな水、スペースの提供の整理が必要  
避難所への医療の視点、遺体安置や対応体制

【物資の調達・流通】物流業者に必要な業務のアウトソーシングなどが必要  
物資の共有についてはプルのシステムの体制維持が重要  
災害時初動対応に必要な不可欠な備蓄の推進

【避難システム】地域ごとの被害概要を考慮した避難システムの構築  
(危険施設・要援護・滞水地区)  
収容避難に係る移動支援手段

【都心部津波避難・帰宅困難者対策】神戸の場合輸送支援は有効

### 【今後の予定】

・平成25年度内  
「報告書」  
とりまとめ



・平成26年度  
「地域防災計画」  
反映、抜本改定

# 南海トラフ地震・津波対策関連施策の全体像

	H23	H24	H25	H26~
津波浸水想定	国 最大津波高TP+2.5m 県 H12想定	最大津波高TP+4.2m H23.10 暫定2倍想定	H24.8 津波高、浸水深等 最大津波高TP+4m	最大津波高TP+3.82m? 1月 津波高等公表
特措法	H15~		H25.11 南海トラフ特措法	
地域防災計画			専門部会での検討 (検討テーマ) ・避難所運営~男女双方の視点、災害時要援護者への配慮~ ・物資の調達・供給 ・都心部の津波避難・帰宅困難者対策	地域防災計画の抜本改定 ・南海トラフ推進計画 ・防災対応マニュアル等の見直し
事業計画「安全都市づくり推進計画」		計画期間(23~27) 【地震対策】 ・上水道:大容量送水管(H27完成予定)、緊急貯留システム(47箇所(H25完成予定))、配水管の耐震化(総延長4.781km、H24末33.7%)(水道局) ・下水道:下水道ネットワークシステム(H23完成)(建設局) ・道路:橋梁の耐震化(対象112橋、H24末77橋(H29完成予定))(建設局) ・公共建築物:耐震化(対象1,179棟、H24末95%(H27完成予定)、小中学校H23完了(都市計画総局)) 【Level1津波対策】 ・海岸保全施設(防潮胸壁TP+2.8m以上)の整備(59.8km、H27完成予定)(みなと総局)		フォローアップ 【緊急的に実施すべき事業】 ・避難所の環境整備 【Level2津波対策】 ・津波対策検討
津波避難対策	地域津波防災計画作成支援 ~H18 7地区で作成 津波緊急待避所:82施設	【Level2津波対策】 ・18地区で作成・見直し ・海拔表示の設置(学校・地域福祉センター(100箇所)、主要幹線道路(350箇所)) ・津波避難誘導板等の設置 ・津波緊急待避所の指定(15地区、99施設(H26.1現在))	H25.4 条例施行 ・H25.8 ガイドライン策定 状況に応じた取り組みとなるよう3種類の市民向け冊子作成 ・24地区で取り組み(この他10数地区で動き)	【Level2津波対策】 ・神戸港津波防災マップ作成 ・訓練・検証:防コミによる継続的な取り組み ・海拔表示の設置(継続)
災害時要援護者対策	~H23 11地区で取り組み			取り組み地区を順次拡大
都心部津波避難対策			津波避難情報板・海拔表示の設置 WEBによる情報提供(位置の確認)	・津波避難行動及び誘導の指針の作成・普及 ・津波避難の誘導者(担い手)の育成 等
帰宅困難者対策	帰宅困難者数推計(三宮駅周辺): 平日:5.8万人(屋外滞留者1.4万人) 休日:4.1万人( " 3.2万人)	訓練の実施 神戸国際会館・神戸文化ホールとの協定(4,900席分)	三宮駅周辺帰宅困難者対策協議会の設立 神戸市帰宅困難者対策指針の策定	・指針の普及・啓発(一斉帰宅の抑制、備蓄) ・主要駅周辺における協議会設立支援 ・一時滞在施設の確保

